

## [事案 2019-16] 新契約無効請求

・令和元年 11 月 29 日 和解成立

### <事案の概要>

保険料を 2 年間支払えば、その後すぐに解約しても既払込保険料が全額返金されると誤信して契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 30 年 1 月に契約した米ドル建養老保険および米ドル建終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、保険料を 2 年支払えば、貯金と変わらず既払込保険料が全額返金されると説明され、解約返戻金の具体的な説明もなかった。
- (2) 契約して 2 年経過する頃に保険料の支払いを停止してよいか募集人に確認したところ、既払込保険料以上の金額を受け取るためには、契約から 4~5 年間保険料の支払いが必要であると説明内容を変えられた。
- (3) 保険会社は募集人の行為に対し、保険業法 283 条の責任を負うべきである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書を用いて契約内容を説明しており、保険料の払込みが 65 歳までであることや、保険料の払込みが困難となり、払済保険に変更にした場合の保険金額および解約返戻金について経過年数ごとに説明した。
- (2) 募集人は、保険料の支払いは 2 年でよいという旨や、貯金と変わらないため 2 年経過後に既払込保険料が全額返金される旨の説明はしていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、募集人が事実と異なる説明をしたとは認められず、募集人の行為が保険業法 283 条違反に該当するとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人が申立人の保険に関するニーズおよび意向を把握しようとした形跡はなく、内容が複雑な外貨建ての商品の内容と払済保険に変更した場合について、契約当日の 1 回だけの説明で申立人が十分に理解できたかという点には疑問が残る。したがって、申立人は、契約の内容を十分に理解しないまま、自分のニーズや意向とは必ずしも合致しない契約を締結してしまった可能性が高い。
- (2) 本契約の保険料は、日本円で年間約 140 万円であり、負担はかなり重い。申立人は契約時、相応の収入を得ていたが、職業上長期にわたって高収入を継続できる保障はなく、その点は募集人も認識していた。申立人が数年後に契約を継続できなくなった場合、解約すれば大きな損失が出る可能性が高く、払済保険に変更しても、解約返戻金が払込保険料累計額

を超えるのは10年以上先である。さらに、為替変動の影響も受けるため、利益を得る可能性もあるものの、損失が増大する可能性もあり、本契約が申立人のニーズや意向に合致したものであったとは言い難く、募集人の募集行為が適切なものであったとは言えない。